



宮 崎 県 公 報

平成21年7月23日 (木曜日) 第 2102 号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
 合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

公 告	頁
○肥料の登録の有効期間の更新…………… (営農支援課) 1	
○肥料の登録の失効…………… (〃) 2	
○特殊肥料の検査結果の概要の公表…………… (〃) 3	
	○家畜伝染病発生の届出…………… (畜産課) 3
	企業局企業管理規程
	○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業 管理規程…………… 3
	○特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の 特例に関する規程の一部を改正する企業管理規 程…………… 5

公 告

肥料取締法 (昭和25年法律第 127号) 第12条第 2 項の規定により、
 次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成21年7月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県 第 921号	肉骨粉	肉骨粉	T N 8.0 T P 9.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社都城化製	都城市高野町1237番地89	自 平成 3 年 1 月10日 至 平成27年 1 月 9 日
宮崎県 第 922号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体	T N 8.0 T P 3.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社都城化製	都城市高野町1237番地89	自 平成 3 年 1 月14日 至 平成24年 1 月13日
宮崎県 第 888号	乾血及びその粉末	12.0乾血粉末	T N 12.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	西日本油脂工業株式会社	西都市大字穂北3556番地 6	自 昭和60年 3 月28日 至 平成27年 3 月27日
宮崎県 第 960号	肉骨粉	豚肉骨粉	T N 9.0 T P 5.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成15年 4 月18日 至 平成27年 4 月17日
宮崎県 第 945号	配合肥料	くみあい粒状配合追肥 4号	A N 8.0 C P 4.0 内W P 1.0 W K 8.0 内C M g	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項	宮崎県経済農業協同組合連合会	宮崎市霧島町 1 丁目 1 番地 1	自 平成12年 3 月31日 至 平成24年 3 月30日

			1.0	項は公定規格の その他の制限事 項の欄の三のと おり			
宮崎県 第 860号	蒸製毛粉	蒸製毛粉	T N 11.0		日本ホワイトファ ーム株式会社	青森県上北郡横浜町字林尻 1 02番地 100	自 昭和51年 4月13日 至 平成27年 4月12日
宮崎県 第 958号	消石灰	65.0消石灰 01号	A L 65.0		有限会社ラテック	都城市山田町山田9380番地	自 平成15年 4月17日 至 平成27年 4月16日
宮崎県 第 959号	炭酸カルシ ウム肥料	10.0炭酸苦 土石灰01号	A L 53.0 S M g 10.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	有限会社ラテック	都城市山田町山田9380番地	自 平成15年 4月17日 至 平成27年 4月16日
宮崎県 第 961号	蒸製骨粉	蒸製骨粉57 号	T N 5.0 T P 17.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成15年 6月2日 至 平成27年 6月1日
宮崎県 第 962号	蒸製骨粉	蒸製骨粉59 号	T N 5.0 T P 19.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成15年 6月2日 至 平成27年 6月1日
宮崎県 第 946号	化成肥料	シルバー 5 84号	T N 5.0 T P 8.0 内C P 7.0 T K 4.0 内C K 4.0 C M g 1.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成12年 7月17日 至 平成24年 7月16日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、A N : アンモニア性窒素、T P : りん酸全量、C P : く溶性りん酸、W P : 水溶性りん酸、T K : 加里全量、C K : く溶性加里、W K : 水溶性加里、A L : アルカリ分、S M g : 可溶性苦土、C M g : く溶性苦土

肥料取締法 (昭和25年法律第 127号) 第14条の規定により、次の
とおり肥料の登録は、失効した。

平成21年7月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		失効年月日
					名 称	所 在 地	
宮崎県 第17号	なたね油か す及びその 粉末	5.0なたね 油かす粉末	T N 5.0 T P 2.0 T K 1.0		長野 広伸	西都市中妻1丁目34	平成21年3月 7日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、TK：加里全量

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第30条第7項の規定により、
特殊肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成21年7月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

平成21年5月に検査を行ったもの

特殊肥料の 指 定 名	生産業者、輸入業者若しくは 販売業者又は表示者	届出名 (商品名)	検 査 の 結 果								備 考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCaO (%)	TCu (mg /kg)	TZn (mg /kg)	C/N	水分 (%)		
たい肥	南国興産株式会社	ようこん	4.7	5.8	4.7				567	5	13.7	
		スーパーよう こん	4.0	4.6	3.7				459	5	9.9	
		粒王7号	11.6	5.5	3.9				477	3	9.5	
		パワーランド 2-10-8	4.3	10.5	9.3		123		978	5	13.1	
	南九州有機産業株式会社	プロ堆肥1号	3.9	2.9	2.6				314	9	23.1	
		プロ堆肥2号	4.0	3.1	2.7				321	8	25.8	
動物の排せ つ物	南九州有機産業株式会社	黒潮有機	4.6	3.0	2.9				370	8	16.0	
		粒一番	4.7	3.1	2.9				369	8	14.9	

(注) 「検査の結果」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、TK：加里全量、TCaO：石灰全量、TCu：銅全量、TZn：亜鉛全量、C/N：炭素
窒素比、水分：水分含有量

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第1項の規定
により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成21年7月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

家畜伝染	家畜の	患畜、疑似	頭	発生場所	発生日月

病の種類	種 類	患畜の別	数	(区域)	
腐蛆病	みつば ち	-	4 群	宮崎市佐土 原町	平成21年7 月8日
		-	4 群	宮崎市山崎 町	平成21年7 月8日

企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成21年7月23日

宮崎県企業局長 日 高 幸 平

宮崎県企業局企業管理規程第4号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程（昭和36年宮崎県企業局企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(勤務時間)	(勤務時間)
第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき40時間	第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき38時間

とする。

2 [略]

3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、管理者が定める。

4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、管理者が定める。

5 [略]

6 第1項の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

7 [略]

(休憩時間)

第5条 休憩時間は、午後0時15分から午後1時までとする。

2 [略]

(育児短時間勤務)

第13条の2 育児短時間勤務職員等の勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる勤務の形態

ア 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に10分の1を乗じて得た時間勤務すること。

イ 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に8分の1を乗じて得た時間勤務すること。

ウ 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に5分の1を乗じて得た時間勤務すること。

エ 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については1日につき当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間

45分とする。

2 [略]

3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。

4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、管理者が定める。

5 [略]

6 第1項の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特別の事情を有する職員については適当と認める場合は、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時まで又は午前8時45分から午後5時15分までとし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

7 [略]

(休憩時間)

第5条 休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、特別の事情を有する職員については適当と認める場合の休憩時間は、管理者が別に定める。

2 [略]

(育児短時間勤務)

第13条の2 育児短時間勤務職員等の勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる勤務の形態

ア 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき10分の1勤務時間(当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間(以下この号、第13条の4第2項及び同条の5第2項において「週間勤務時間」という。)に10分の1を乗じて得た時間に端数処理(5分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この号において同じ。))を勤務すること。

イ 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき8分の1勤務時間(週間勤務時間に8分の1を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。)を勤務すること。

ウ 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき5分の1勤務時間(週間勤務時間に5分の1を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。以下この号において同じ。)を勤務すること。

エ 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については1日につき5分の1勤務時間、1日については1日に

に5分の1を乗じて得た時間、1日については1日につき当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に10分の1を乗じて得た時間勤務すること。

- (2) 特別の勤務に従事する職員（特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成5年宮崎県企業局企業管理規程第8号）第2条第1項に規定する総制職員に限る。）
) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

(修学部分休業)

第13条の4 [略]

- 2 前項の規定による承認（次項及び第4項において「修学部分休業の承認」という。）は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

3・4 [略]

(高齢者部分休業)

第13条の5 [略]

- 2 前項の規定による承認（第4項において「高齢者部分休業の承認」という。）は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

3～5 [略]

別表（第12条関係）

原因	特に承認を与える期間
[略]	
21 職員の労働組合の運営のため特に必要な限度内であらかじめ職員の労働組合が管理者の承認を受けた組合活動のうち、次に掲げるものの (1)・(2) [略] (3) <u>当局と共同で行う文化教育厚生に関する会合に出席するとき</u>	その都度必要と認める時間

[略]

附 則

この企業管理規程は、平成21年8月1日から施行する。

特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成21年7月23日

宮崎県企業局長 日 高 幸 平

宮崎県企業局企業管理規程第5号

特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程

特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成5年宮崎県企業局企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(適用される職員の範囲) 第2条 この規程は、総合制御課に所属し専ら交替制勤務により発電所及び工業用水道施設の運転業務に従事する職員（以下「総制職員」という。）に適用する。 2 [略] (総制職員の勤務時間等)	(適用される職員の範囲) 第2条 この規程は、総合制御課において交替制勤務により発電所及び工業用水道施設の運転業務に従事する職員（以下「総制職員」という。）に適用する。 2 [略] (総制職員の勤務時間等)

第 4 条 総制職員については、毎 4 週間について 1 週間当たりの勤務時間が40時間を超えないように勤務時間等を割り振るものとする。

2 [略]

3 総制職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次の表の左欄に掲げる勤務区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間帯とする。

勤務区分		勤務時間
一直	三直と一直が連続する場合	午前 0 時から午前 8 時30分まで
	その他	午後 11 時45分から翌日の午前 8 時30分まで
二直		午前 8 時から午後 4 時45分まで
三直	三直と一直が連続する場合	午後 3 時30分から翌日の午前 0 時まで
	その他	午後 3 時30分から翌日の午前 0 時15分まで
日勤		午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

4 所属長は、勤務時間が 6 時間を超える場合においては45分、8 時間を超える場合においては1 時間の休憩時間をそれぞれ所定の勤務時間の途中で与えるものとする。ただし、日勤に係る総制職員の休憩時間については、就業規程第 5 条の規定を準用する。

5 [略]

(臨時直職員の勤務時間等)

第 5 条 臨時直職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間につき40時間とする。

2 臨時直職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次の表の左欄に掲げる勤務区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間帯とする。

勤務区分	勤務時間
一直	午前 0 時30分から午前 9 時15分まで
二直	午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
三直	午後 4 時30分から翌日の午前 1 時15分まで

3～5 [略]

附 則

この企業管理規程は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

第 4 条 総制職員については、毎 4 週間について 1 週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えないように勤務時間等を割り振るものとする。

2 [略]

3 総制職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次の表の左欄に掲げる勤務区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間帯とする。

勤務区分		勤務時間
一直		午前 0 時から午前 8 時30分まで
二直		午前 8 時から午後 4 時30分まで
三直	三直と一直が連続する場合	午後 4 時から翌日の午前 0 時まで
	その他	午後 4 時から翌日の午前 0 時30分まで
日勤		午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

4 所属長は、勤務時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも45分、7 時間45分を超える場合においては少なくとも1 時間の休憩時間をそれぞれ所定の勤務時間の途中で与えるものとする。ただし、日勤に係る総制職員の休憩時間については、就業規程第 5 条の規定を準用する。

5 [略]

(臨時直職員の勤務時間等)

第 5 条 臨時直職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間につき38時間45分とする。

2 臨時直職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次の表の左欄に掲げる勤務区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間帯とする。

勤務区分	勤務時間
一直	午前 0 時30分から午前 9 時まで
二直	午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
三直	午後 4 時45分から翌日の午前 1 時15分まで

3～5 [略]